農林水産省行政効率化推進計画

平成１６年６月１５日
農林水産省
平成１７年６月３０日改定
平成１８年８月２９日改定
平成１９年７月２日改定
平成２０年１２月２６日改定

１．公用車等の効率化

（これまでの取組）

○ 幹部用車について、一般職員も共用で活用することで効率的に運用。
○ ハイブリッド車、低公害車への交換やアイドリングストップ等のエコドライブの推進の励行等により燃料費を節減。
○ 公用自転車の導入により公用車（運転手付で専ら人の移動用の庁用乗用自動車）の利用を抑制。
○ 平成１９年度までに公用車を３５台削減済み。
○ 高速道路料金を節減するために、平成１６年度までに公用車全てにＥＴＣ車載器を搭載した。

（今後の取組計画）

これまでの取組を引き続き推進するとともに、以下の取組を実施。

○ 運転手の退職時期や稼働率の向上、職員自身の運転による移動、公共交通機関を活用することにより、平成２５年度までに１７台削減。
○ 公用車の削減に当たっては、退職後不補充、運転業務の民間委託の停止等を行う。また、職員運転手は研修やＯＪＴを実施し待機時間に他の業務（車両管理その他の現業的業務、事務の補助的業務等）に従事するなど、人材の有効活用を図る。
○ 業務用車（公用車以外の車両で、乗用車（３、５、７ナンバー）及び小型貨物車（４ナンバー））については、国民に対する行政サービスの低下や業務の効率的な遂行に支障をきたさないといった点にも留意しつつ、使用頻度の低い業務用車について管理している官署内

の他の業務用車との利用の統合、公共交通機関の活用等を推進することにより、平成２５年度までに２，１２３台削減する。

○ 運転手付の業務用車の車両管理業務については、業務の安全性、効率性などの観点から真に必要な場合に限定するとともに、車両運行方法の徹底的な見直しを行い、職員による運転を拡大する。

○ 車両の用途などを精査し、車種・車格について普通車等からより安価な小型車や軽自動車に切り替え可能な場合等には、買い替え、又は、他の官署で削減予定の車両の中から対応する車両を充てるほか、リース車両も活用する。

○ 部局や施設をまたがる集中的な運行管理を行い、車両の稼働率を向上し、業務効率の向上、タクシー等の経費の削減を図る。

○ 運行状況を把握の上、定期的に代替手段との経費比較を行い、費用効率の低い車両は売却して、レンタカーの利用、タクシー等の公共交通機関の利用に切り替える。

○ 業務の実態を踏まえ、可能な限り、軽自動車や低排気量車への切り替えを行う。

○ 地方公共団体の実施するノーカーデーに積極的に参加・協力する。

○ 交通安全教育を実施する。

○ 所管の独立行政法人等に対しても、同様の効率化を進めるよう要請。
（平成１６年度より逐次実施）

《取組実績》

（公用車）

・平成 19 年度までの取組
15 年 3 月 146 台→15 年度 143 台(▲3 台)→16 年度 139 台(▲4 台)
→17 年度 134 台(▲5 台)→18 年度 125 台(▲9 台)
→19 年度 111 台（▲14 台）　（計▲35 台）

・平成 20 年度以降の取組(20 年度から 25 年度までに▲17 台のうち)
20 年度 108 台(▲3 台)→21 年度 100 台（▲8 台）　（計▲11 台）

・これまでの削減数累計▲46 台
平成 21 年度予算における削減効果　▲200,514 千円
（人件費を除く削減効果　▲ 35,365千円）

（業務用車）
・乗用車（３、５、７ナンバー）
3,300 台(19 年度)→3,152 台(20 年度)→3,085 台(21 年度)
（▲215 台）
平成 21 年度予算における削減効果　▲84,080 千円

・小型貨物車（４ナンバー）
4,215 台(19 年度)→3,825 台(20 年度)→3,534 台(21 年度)
（▲681 台）
平成 21 年度予算における削減効果　▲138,535 千円

（運転手付の業務用車の車両管理業務）
・ 車両管理業務5台（平成19年度）について、平成21年度中に1台削減予定。

（予備車の削減）
・農林水産本省及び地方農政局において、平成21年度までに予備車8台削減予定。

（低排気量車への切り替え）
・平成19年度末の公用車111台のうち38台を低排気量車へ切り替え。

２．公共調達の効率化

（これまでの取組）

○ 電子入札・開札の推進
電子入札・開札の運用を開始。（本省調達分）

○ 競争性に着目した調達の推進
競争性に着目した仕様、規格等により経済性を重視した調達を実施。
① 電話会社選択サービスの導入により電話料金を節減。
② 事務用品(机等)の四半期毎の一括購入により調達事務を合理化。
③ 電力料金の低減を図るため、電力小売りの自由化を踏まえて随意

契約から一般競争契約に変更。

④ ＷＴＯ協定による公告基準の対象外となる一定金額以下の調達についても、総務省ホームページの調達情報欄に入札公告を掲載。

⑤ 政府米の保管について、一般競争入札を試行的に実施するとともに、各倉庫業者の保管料単価の選択肢を拡大し、低い単価を選択した業者から優先して入庫すること等により、経費を削減。

⑥　政府麦の保管について、保管料単価の引下げにより、経費を削減。

○ ＥＳＣＯ事業導入に当たっての事前診断を平成１７年度に実施したが、①省エネ機器が導入済み（Hf照明機器、空調機インバータ等）、②運用の省エネ化を実施済み（運転時間短縮等）、③今後考えられるのは投資対効果の低い対策との理由でＥＳＣＯ事業が適さないと判断された。

○ 随意契約の適正な運用等

① 平成１７年４月に、監査部局に対し、平成１７年度の会計監査において随意契約の重点監査を実施するよう文書を発出し、平成１７年６月以降監査部局において監査を実施。

② 平成１８年度監査実施基本方針を作成（平成１８年３月）し、これに基づき、各監査部局において随意契約の適切性及び随意契約に係る情報の公表の適切な実施について監査を実施

③ 農林水産省会計監査規程に基づき平成１９年度監査実施基本方針を定め、随意契約の適切性、委託契約の適正な実施及び少額随意契約の適正な手続きについて、各監査部局統一の観点から監査を実施。

○ 適正な物品管理の推進

関係通知を「農林水産省物品管理事務処理要領（平成１９年１０月３１日付け大臣官房経理課長通知）」に一本化し、適正な物品管理について周知徹底。

また、不要品データベースを改修（平成１９年１２月）し、本省内における情報を共有化。

（今後の取組計画）

これまでの取組を引き続き推進するとともに、以下の取組を実施。

なお、公共工事においては、以下の取組を含む「公共工事の品質確保に関する当面の対策について」（平成２０年３月）に盛り込まれた取組を実施。

○ 一般競争入札の拡大と総合評価方式の拡充等

① 公共工事について、一般競争入札による調達を逐次拡大しており、平成２１年度までに対象を概ね８割（金額ベース）まで拡大する。このため、平成２０年度においては、地方農政局長発注の９千万円以上のすべての工事に対象を拡大し、それ以下についても積極的に一般競争入札方式の導入に努める。
また、一般競争入札の実施状況を毎年度公表。

② 平成２０年度以降に新規に発注する公共工事において、原則として、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を実施するとともに、毎年度の総合評価方式の実施状況を公表する。

③ 工事に係る調査設計業務等においても、平成２０年度に総合評価落札方式を導入する。

④ その他の公共調達について、適切な入札参加資格を設定するとともに適正な履行の確保に配慮しつつ、原則、一般競争入札によることとする。一般競争入札による調達の割合を含め、一般競争入札の実施状況を毎年度公表。

⑤ 原則全ての入札について、ホームページによる情報の公表に努めるものとする。

⑥ 調査・研究業務等の発注を一般競争入札に移行するものについては、原則として総合評価方式により落札者を決定することとする。

⑦ 官庁営繕に関して、価格だけでなく環境に配慮した施工技術や工事自体の品質を含めた総合評価落札方式を原則実施。また、特段の事情がない限り遅くとも平成２０年度末までに、工事成績を反映した優れた企業による競争の推進を図るための工事成績評定等の標準化・統一化等のために必要な措置を講じる。

⑧ 事務の省力化、契約の公正性の確保及びコストの削減を図る観点から、次により物品、役務等の一括調達の推進等を図る。その際、可能なものは他府省と共同して実施する。

ア 消耗品の調達に当たっては、単価契約による調達などにより、契約件数の縮減を推進するとともに、少額随意契約による調達を見直し、一般競争契約の導入・拡大を推進する。

イ 備品の調達に当たっては、計画的な一括調達を徹底することにより、少額随意契約による調達を見直し、一般競争契約の導入・拡大を推進する。特に消耗品３品目（コピー用紙、トナー類及び文具用品類）は、調達事務の集約化等を行うとともに、集約化等を行ってもなおかえってコストが高くなる場合を除き、３品目とも単価契約による調達を行う。

ウ 庁舎の維持・管理に係る役務契約において、複数の随意契約を一括して契約することができるものについては、一括することにより、一般競争契約の導入・拡大を推進する。

エ 合同庁舎における各種の役務、物品等の調達契約に関し、次の取組を行う。

・ 合同庁舎の共用部分と専用部分の維持・管理に共通する役務又は物品について、共用部分については合同庁舎の管理官署が、専用部分については入居官署がそれぞれ調達している場合には、合同庁舎の管理官署及び入居官署は、共用部分と専用部分の当該役務又は物品の一括調達を推進する。特に清掃業務及び蛍光管類は、全ての合同庁舎で一括調達する。

・ 合同庁舎における各種の役務、物品等の調達契約については、各入居官署がそれぞれ契約や支払に係る事務を行なわないですむよう事務の省力化方策について検討する。

・合同庁舎別の一括調達について、合同庁舎の管理官署を中心として、関係省庁とともに検討する。

⑨ 事務の省力化及びコストの削減を図る観点から、次により、調達事務の集約化を推進する。その際、可能なものは他府省と共同して実施する。

ア 複数の調達機関が同一敷地内等に所在している場合は、複数の調達機関を会計主管課等に集約することを検討するとともに、集約化が難しい場合には複数の調達機関が連名で契約するなどの共同調達を推進する。

イ 地方支分部局等における調達事務の上部機関への集約化を推

進する。

ウ 合同庁舎別の一括調達について、合同庁舎の管理官署を中心として、関係省庁とともに検討することとする。（再掲）

《取組実績》

（一般競争入札の拡大と総合評価方式の拡充等）

・平成 20 年度における公共工事（競争方式）の実績(H20.9.30 現在)

＜予定価格が 2 億円以上の工事＞

一般競争方式：92 件（100.0%）、38,961 百万円（100.0%）

一般競争方式以外の全ての競争方式：0 件（0.0%）、0 百万円(0.0%)

＜予定価格が 2 億円未満の工事＞

一般競争方式：1,297 件（89.6%）、61,154 百万円（92.8%）

一般競争方式以外の全ての競争方式：150 件（10.4%）、4,759 百万円（7.2%）

・平成 19 年 4 月 1 日以降に入札手続を開始した 9 千万円以上の水門工事については、すべて一般競争で実施している。

・平成 19 年度から、林野庁直轄事業については、一般競争入札を実施している。

・地方農政局発注工事について入札ボンドを実施（平成 19 年度は 3 件、平成 20 年度は 9 件実施（H20.9.30 現在））。

・一般競争による調達割合（公共工事関係）

平成19年度分は平成21年１月公表予定。平成20年度分は平成21年夏頃に公表予定。

・平成 20 年度における総合評価方式の実施状況（H20.9.30 現在）

1,145件（74.4%）、96,275百万円（91.8%）

・一般競争による調達割合（その他の公共調達）

平成19年度分は平成21年１月公表予定。平成20年度分は平成21年夏頃に公表予定

（入札情報の公表）

・毎月、農林水産省のホームページに入札を含めた契約に係る情報を

公表している。
（http://www.maff.go.jp/j/supply/kouhyo/keiyaku/index.html）

（物品、役務等の一括調達の推進等）
・消耗品 3 品目（コピー用紙、トナー類及び文具用品類等）の調達は、203 調達機関が消耗品 3 品目について、18 調達機関がトナー類及びコピー用紙の 2 品目について、30 調達機関がトナー類又はコピー用紙の 1 品目について、平成 21 年度中に単価契約による調達を実施することとしている。
・備品の調達は、供用時期が近いものは取りまとめて契約している。
・合同庁舎（15 管理官署）の専用部分と共用部分の清掃業務及び蛍光管類の調達は、平成 21 年度から全ての合同庁舎で一括して調達することとしている。

平成 21 年度予算における削減効果	▲139,800 千円
消耗品の単価契約による削減効果	▲1,755 千円
物品、役務等の一括調達による削減効果	▲2,944千円

○ 適切な競争参加資格の設定等
① 実質的な競争性を確保するため、次の取組を行う。
ア　受注実績等により新規参入業者を不当に制限することのないよう、入札参加資格を見直す。
イ　発注コストを考慮しつつ、業務内容の工程や地理的範囲等から見て適切な発注単位を設定し、競争性の確保に努める。
ウ　受注実績が無くても入札に参加できるよう、業務のマニュアル化を進める。
　なお、公共工事等については、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、過去の工事実績等を考慮して競争参加資格を適切に設定する。
エ　参入業者をできる限り多く確保するため、参入が予想される業者に広くＰＲを行うなど、参入可能であることの周知を図る。
オ　長期的な収入予測やコスト見積りが可能となるよう、複数年契約を導入する。

カ　契約の内容に応じ、公告期間を延長し、周知を徹底する。

② 各府省に設置された入札・契約の監視を行う第三者機関においては、応札者又は応募者が１者しかいないものなどについては重点的に監視を行う。

③ 総合評価方式による一般競争入札については、現行の受託者が過大に評価されることのないよう、評価項目、評価点の配分等について十分留意する。

④ 官庁営繕に関して、価格だけでなく環境に配慮した施工技術や工事自体の品質を含めた総合評価落札方式を原則実施する。また、特段の事情がない限り遅くとも平成２０年度末までに、工事成績を反映した優れた企業による競争の推進を図るための工事成績評定等の標準化・統一化等のために必要な措置を講じる。（再掲）

⑤ 公共工事以外の公共調達についても、予算決算及び会計令第７３条の入札参加資格は競争を適正かつ合理的に行うため必要なものに限られること、また、調達物の仕様の設定や仕様書の作成においても競争を事実上制限するような内容にならないよう十分留意して適切な競争参加資格等を設定する。

○ 民間の技術力の活用

公共工事について、施工に当たり高度な技術を要する等の場合においては、設計と施工の発注のあり方を十分検討し、設計・施工一括発注方式等を活用する。

《取組実績》

（民間の技術力の活用）

・地方農政局発注工事について設計・施工一括発注方式を実施（平成19年度は19件、平成20年度は10件実施（H20.9.30現在））

○ 随意契約の見直し

① 随意契約について、平成１９年１月に作成した「随意契約見直し計画（改定）」（以下「見直し計画」という。）に沿って、競争性の

高い契約方式に速やかに移行する。移行に当たっては、原則として一般競争入札に移行し、それが困難な場合に限り、企画競争などの競争性のある随意契約とする。平成２０年度以降、競争性のない随意契約とした契約については、契約内容、競争性のある契約方式への移行年限、移行困難な場合にはその理由等を公表する。

② 実質的な競争性を確保するため、次の取組を行う。（再掲）

ア　受注実績等により新規参入業者を不当に制限することのないよう、入札参加資格を見直す。

イ　発注コストを考慮しつつ、業務内容の工程や地理的範囲等から見て適切な発注単位を設定し、競争性の確保に努める。

ウ　受注実績が無くても入札に参加できるよう、業務のマニュアル化を進める

エ　参入業者をできる限り多く確保するため、参入が予想される業者に広くＰＲを行うなど、参入可能であることの周知を図る。

オ　長期的な収入予測やコスト見積りが可能となるよう、複数年契約を導入する。

カ　契約の内容に応じ、公告期間を延長し、周知を徹底する。

③ 各府省に設置された入札・契約の監視を行う第三者機関においては、応札者又は応募者が１者しかいないものなどについては重点的に監視を行う。（再掲）

④ 総合評価方式による一般競争入札については、現行の受託者が過大に評価されることのないよう、評価項目、評価点の配分等について十分留意する。（再掲）

○ 随意契約の適正な運用等（平成１６年度より逐次実施）

「公共調達の適正化に向けた取り組みについて」（平成１８年２月）など従来の取組に加え、より競争性の高い契約方式への移行等随意契約見直し計画の徹底、第三者機関による入札・契約の監視など、「随意契約の適正化の一層の推進について」（平成１９年１１月）を踏まえた取組を実施。

① 随意契約による場合には、法令の定める要件に合致するかどうかの確認を引き続き厳格に実施。

② 随意契約のうち、いわゆる少額随契の金額を超えるものについて

は、ＨＰにおいて、契約の相手方、契約金額、随契理由等をまとめて公表。
　また、少額随契による場合においても、見積合わせを行うなど競争的手法の導入に努める。

③ 随意契約の方法による委託契約について、不適切な再委託により効率性が損なわれ、経済的合理性に欠ける事態となることを防ぐなど、その適正な履行の確保に努める。

④ 農林水産省会計監査規程に基づき平成２０年度監査実施基本方針を定め、随意契約の適切性、委託契約の適正な実施、少額随意契約の適正な手続き及び入札等監視委員会の開催状況等について、各監査部局統一的な観点から監査を実施。

⑤ 「見直し計画」を厳正に実施するため、以下の観点から適切に点検を行い、公募等における応募要件の緩和、より競争性の高い契約方式への移行などに努める。

・一般競争入札、公募・企画競争など競争性のある契約形態への移行に際し、契約の内容に応じた適切な競争的手続が適用されているか
・移行後の契約形態において、制限的な応募条件等を設定することにより競争性の発現を阻害していないか
・引き続き随意契約により契約を行うこととされたものについて、法令等に照らし適正に執行されているか
・特に、所管の公益法人との間で引き続き随意契約により契約を行うこととされたものについて、その執行に当たり十分な注意が払われているか

　また、見直し計画の実施状況について、フォローアップを行い、結果を公表する。

⑥ 見直し計画の対象となっている契約について、地方支分部局を含めた農林水産省全体の見直し計画の実施状況を、農林水産本省において四半期ごと及び年度経過後に把握する。

⑦ 農林水産本省及び地方支分部局に設置した入札・契約の監視を行う入札等監視委員会において、応札者又は応募者が１者しかいないものなどについては重点的に監視を行う。（再掲）

《取組実績》

（随意契約の適正な運用等）

・「見直し計画」のフォローアップとして、平成 19 年度フォローアップ調査を実施し、調査結果をホームページに公表している。
　なお、調査結果の概要は以下のとおり

＜平成 19 年 1 月の「見直し計画」の内容＞
競争性のない契約方式 1,386 億円→220 億円（▲1,166 億円 84%減）

計画作成後の随意契約の適正化の実施状況（19 年度フォローアップ調査結果）

競争入札	11,648 件（69%）	5,727 億円（78%）
企画競争・公募等	1,802 件（11%）	915 億円（13%）
競争性のない契約方式	3,291 件（20%）	694 億円（ 9%）

　また、「随意契約の適正化の一層の推進について（平成 19 年 11 月 2 日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ）」に基づき、すべての分野の監視を行う第三者機関を本省、地方農政局等の機関に設置。
　なお、所管各部局に対し、随意契約の適正化に向けた取組を確実に実施するよう、平成 20 年 11 月 6 日に文書で周知徹底を図った。

随意契約見直しに伴う平成 21 年度予算における削減効果
▲634,343 千円

≪具体例≫
　国内米及び輸入米の運送及び保管については、従来から随意契約（予算決算及び会計令第９９条第８号）により行っていたが、業務の効率化を図るため、政府保有の国内米について、産地倉庫から買い手の指定する場所に運送する車側渡販売を見直し、消費地倉庫に備蓄した上で販売する在姿販売を試行的に導入。
　この結果、消費地倉庫の一般競争入札が可能となり、また産地倉庫から消費地倉庫までの運送についても一般競争入札が可能となり削減が図られた。

また、ＭＡ米の輸入時の倉庫選定については、原則として全て一般競争入札に移行し削減が図られた。

平成21年度予算における削減効果　　▲463,580千円

○ 落札率１事案への対応等

① 公共調達（国の行為を秘密にする必要があるもの、予定価格を含め当該契約に関する情報を開示することが適当でないと認めたもの、予定価格が予算決算及び会計令第９９条第２号、第３号、第４号又は第７号のそれぞれの金額を超えないもの並びに主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第３１条の方式による米穀等及び麦等の買入れに係るものを除く。）について、落札率を一覧表にして毎年度公表。なお、公表において、一般競争入札及び指名競争入札の別を明らかにする。

② 取引実例に係る市場調査をインターネットなどを活用して幅広く行い、市場価格を適切に把握して予定価格をより適正に設定。

③ 参考見積を徴取する場合には、原則として複数の業者から徴取するとともに、参考見積をもとに予定価格を作成する場合には、見積の比較、取引実例との比較等を行い、予定価格をより適正に設定。

④ 調達物の仕様の設定や仕様書の作成においても競争を事実上制限するような内容にならないよう十分留意して適切な競争参加資格等を設定する。（再掲）

⑤ 再度入札を繰り返すことは可能な限り避け、落札者がいない場合には履行期の適切な確保等を考慮した上でなるべく再度公告入札を実施。

⑥ 農林水産本省及び地方支分部局に設置した入札・契約の監視を行う入札等監視委員会において、応札者又は応募者が１者しかいないものなどについては重点的に監視を行う。（再掲）

《取組実績》

・落札率について、平成19年度分は平成21年1月公表予定。平成20年度分は、平成21年夏頃に公表予定。

○ 国庫債務負担行為の活用

① コピー機、パソコン等の物品について、複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約によることとする。

② 総合食料局（旧食糧庁）における情報管理システム及び国有林野事業関係業務の業務・システムについて、それぞれ、平成１７年４月に決定した最適化計画に基づく最適化の実施に当たり、モデル事業として、国庫債務負担行為による複数年契約により実施。今後とも、複数年度にわたる情報システムの開発等について、原則として国庫債務負担行為による複数年契約により実施。

《取組実績》

・コピー機、パソコン等の物品について、国庫債務負担行為による複数年契約を実施する。
（平成21年度）一般会計　8事項、　特別会計　12事項

○ その他（平成１６年度より逐次実施）

① 物品等の調達に当たって銘柄指定はできる限り行わないなどの徹底した仕様の見直し・合理化によりコストを削減。（過剰仕様等の排除）

② 電話料金の割引制度を引き続き活用。

③ 電力供給契約は、契約電力５０kw 以上の契約全てについて入札を実施する（ただし、当面、沖縄県内を除く。）。（省ＣＯ２化の要素を考慮した方式について、裾切り方式の一層の活用推進を図るとともに、総合評価方式落札方式の検討を進める。

④ 電子入開札システムを引き続き活用。

⑤ 競争性に着目した調達を推進するため、これまでの取組を引き続き実施しつつ、さらなる経済性に資する調達方法を検討。

⑥ 競争入札の方法による委託契約について、不適切な再委託により効率性が損なわれ、経済的合理性に欠ける事態となることを防ぐなど、その適正な履行の確保に努める。

⑦ 農林水産省会計監査規程に基づき、平成２０年度監査実施基本方針を定め、年度末の予算執行状況について、効率的及び効果的な執行の観点から監査を実施。（平成１９年度より）

⑧ 適正に物品管理を行う観点から、各庁舎単位での不要物品に係る情報の共有化を早急に図り、不要となった物品が生じた場合には、速やかに、管理換や分類換による有効活用の検討を行い、有効活用の途がないものについては、売払いや廃棄などの処分の方針を決定する。

《取組実績》

（電気供給契約の入札）
平成21年度予算における削減効果　　▲23,188千円

３．公共事業のコスト構造改善

（これまでの取組）

○ 公共事業コスト構造改革プログラム（平成１５～１９年度）

① 農業農村整備事業等コスト構造改革プログラム

② 林野公共事業コスト構造改革プログラム

③ 水産関係公共事業コスト構造改革プログラム

◇ 取組内容：事業の全てのプロセスをコストの観点から見直し、計画・設計から調達や管理の各段階において最適化を図ることにより、①工事コスト、②事業便益の早期発現、③将来の維持管理費を要素とする総合コスト縮減率を設定し、その１５％縮減（平成１４年度比）を目指す。

◇ 実施状況：平成１９年度の工事コストの縮減実績（平成１４年度比）
→ １４．２％（物価の下落等を含めると１２．５％）
（http://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/yosan/081218.html）

（今後の取組計画）

○ 農林水産省公共事業コスト構造改善プログラム（平成２０～２４年

度）

① 農業農村整備事業等コスト構造改善プログラム
② 林野公共事業コスト構造改善プログラム
③ 水産関係公共事業コスト構造改善プログラム

◇ 取組内容：公共事業のコスト構造改善については、従来からのコスト縮減のための取組を継続・発展させ、コストと品質の観点から公共事業を抜本的に改善し、良質な社会資本を効率的に整備維持するため、効率性の向上、資源・環境対策の推進、計画・設計・施工・管理の最適化、調達の最適化、地域特性の重視及び透明性の向上に向けての施策を実施し、平成２０年度から５年間で、平成１９年度と比較して、１５％の総合コスト改善率を達成することを目標とする。

・効率性の向上

① 費用対効果算定手法による効果の適切な把握及び多段階による総合的な評価により、事業実施地区を厳選。
② 事業実施地区において一定期間ごとに、第三者委員の意見を踏まえた再評価を実施。また、事業完了後、一定期間経過の後、事業効果を確認する事後評価を実施。

・資源・環境対策の推進

「地球温暖化防止森林吸収源１０カ年対策」の一環として、材料製造過程において、エネルギー消費の少ない木材の利用を促進することとしており、公共事業においても木材の利用（遊歩道、水路、用地等の境界に設ける安全柵・手すりを木製化）を引き続き促進。

平成２０年５月に改正した農林水産省木材利用拡大計画に従い、公共土木工事における間伐材等木材利用拡大を一層推進。

・設計・計画・施行・管理の最適化

① コスト縮減、地域や目的に応じた合理的な設計・施工等の観点から、設計基準「農道」をはじめとした設計基準類を順次見直し、弾

力的な計画・設計を促進。

② 今後の農業農村整備事業の効率的な実施に資する技術開発の方向等を定めた「農業農村整備事業に関する新たな技術開発五カ年計画」を平成１６年度に策定し、それを踏まえた新技術開発を官民の密接な連携により推進。

③ 民間等が開発した新技術の導入事例を普及マニュアルや設計・施工指針（案）及び事例集として整備し、施設の計画・設計に積極的に活用。

・調達の最適化

① 工事入札契約について、総合評価方式を平成１８年度より大幅に拡大（平成２０年度より原則すべての工事で実施。（技術的工夫の余地が少ない工事及び災害復旧工事を除く。））。平成２０年度は１，２００件程度を予定。

② 工事にかかる調査設計業務等においても、平成２０年度に総合評価落札方式を導入。

③ 「要求性能」を提示し、それを満足する民間の技術提案を求めた上で、入札を行う「性能規定発注方式」の試行を用水路工事で実施。平成２０年度はモデル工事２件を予定。

④ 詳細設計と施工とを一括した契約により発注する入札方式等多様な発注方式の試行を拡大。平成２０年度は２０件程度を予定。

⑤ 優れた企業による競争を推進するため、工事成績評定のデータベースを整備し、企業の評価に過去の工事成績を適切に反映。

⑥ 工事、業務の入札に電子入札を実施。

⑦「積み上げ方式」から「施工単価方式（ユニットプライス型積算方式）」への積算体系の転換に向けた検討・試行。平成２０年度は３０件程度試行工事を予定。

⑧ 予定価格をより適切に設定する方法として、見積もりを活用する積算方式の導入に向けて検討。

・地域特性の重視

地域の意向に応じたオーダーメイド原則の導入や、農家・地域住民等参加型手法による直営施工方式を推進マニュアル等を活用して、

積極的に推進。平成２０年度は１６０件程度を予定。

・透明性の向上
① 再評価における第三者委員会への提出資料及び議事録を逐次インターネットで公開。
② 入札契約情報を逐次インターネットで公開し、透明性を向上。

《取組実績》

（入札・契約の見直し）
・設計基準「農道」を平成16年度改定。設計基準「ポンプ場」を平成17年度改訂。また、設計基準「頭首工」を平成19年度改訂。さらに、平成19年度は新たに設計基準「パイプライン」の改訂に着手。
・「治山技術基準」については、平成18年度に改訂に向けた委託調査等を実施し、平成19年度は改訂のための検討委員会を開催。

（新技術の開発・活用）
・新技術の導入事例を記載した普及マニュアルを平成16年度に作成。また、平成19年度に設計・積算等の技術指針等を作成。
・平成17年度より、新技術を導入した施設の経年変化調査を実施し、一層の信頼性向上を図ることにより、新技術の活用を促進。また、平成19年度までに認定された新技術としては、大型フリュームの布設工事におけるボックスベアリング横引き工法、地すべり対策工事におけるねじ継手式地すべり抑止杭工法、トンネルの改修工事における超高強度繊維補強コンクリートパネルによる水路内張工法等を採用。

（調達の最適化）
・入札時ＶＥ方式について、昨年度以上の件数を目標として実施。（平成15年度：12件、平成16年度：27件、平成17年度：63件、平成18年度：383件、平成19年度：545件）
・総合評価落札方式について、昨年度以上の件数を目標として実施。（平成15年度：5件、平成16年度：14件、平成17年度：38件、平成

18年度：369件、平成19年度：540件）
・総合評価落札方式等の事例集を作成し、採用を推進。
・入札後契約前ＶＥについて、平成19年度までに12件実施。
・性能規定発注方式について、平成19年度までにモデル工事を5件実施。
・詳細設計と施工とを一括した契約方式について、引き続き試行を拡大実施。（平成16年度：14件、平成17年度：15件、平成18年度：21件、平成19年度：19件）
・優れた技術力を有する企業の選定と不良不適格業者の排除を図る観点から、平成17･18年度資格審査より、個別工事の成績評定にあたり、従来の工事成績評定に加え、工事の難易度評定、ＶＥ提案評定を追加。また、ＶＥ提案の促進に向けた企業へのインセンティブ付与方策として、工事成績評定のデータベースを整備し、企業の評価に過去の工事成績を適切に反映する等の基準を平成16年度に策定。
・総合評価落札方式において、技術力（企業評価、技術者評価、施工計画）を重視した評価基準の見直しを平成18、19年度に実施。
・電子入札について、農業農村整備事業及び海岸事業では、農政局長契約及び事業所長専決契約の全ての工事・業務を対象に実施。
林野公共事業においても、森林管理局長等契約の全ての工事・業務を対象に実施。

（積算の見直し）
・管水路工事において、平成16年度より、単価データ収集を開始し、平成17年度に試行に向けたユニット単価作成の検討等を行い、平成18年度より試行を6件実施
・平成19年度は開水路工事においてユニット単価作成の検討を実施。

（農家・地域住民等参加型手法による直営施工方式の推進）
・引き続き、直営施工方式を拡大実施。（平成15年度：104件、平成16年度：140件、平成17年度：140件、平成18年度：160件、平成19年度：165件）

（資源循環の推進）

・農林水産公共事業における安全柵・手すり等の柵工については、原則全て木製とすることとされており、平成16年度以降100%を達成（平成19年度：延長約75,000m）。
・林野庁では、木材の有効かつ積極的な利用を推進するための森林土木木製構造物設計等指針の普及を図るとともに、地域における施工事例を勘案した森林土木木製構造物暫定施工歩掛の追加・改定を毎年実施。
・平成19年2月に農林水産省内に「美しい森林づくり推進国民運動」推進本部を設置し、その一環として公共土木工事における間伐材等の利用を通じて、緑豊かな循環型社会の構築を推進。

４．電子政府関係の効率化

（これまでの取組）

○ 業務・システムの最適化

① 各府省に共通する業務・システム

・電子申請等受付業務については、最適化計画に基づき、府省共通の窓口システム（e-Gov）と連携できるように、当省の電子申請システムを平成１８年度に改修。

・当省認証局について、最適化計画に基づき、平成２０年９月に廃止し、政府共用認証局へ移行。

② 個別府省の業務・システム

・旧式（レガシー）システムに該当する総合食料局（旧食糧庁）における情報管理システムについて、最適化計画を平成１７年４月に決定。平成１９年度にシステム開発を完了し、平成２０年度から新システムによる運用を開始。

・旧式（レガシー）システムに該当する国有林野事業関係業務の業務・システムについて、最適化計画を平成１７年４月に決定。
平成１８年度にシステム開発を完了し、平成１９年度から新システムによる運用を開始。

・農林水産省共同利用電子計算機システムについて、最適化計画を平成１８年３月に決定。平成１８年１２月にシステム開発を完了し、平成１９年１月から新システムによる運用を開始。

・動物検疫業務及び植物検疫業務の業務・システムについて、最適化計画を平成１８年３月に決定。平成２０年１０月にシステム開発を完了し、同月から新システムによる運用を開始。
・生鮮食料品流通情報データ通信システム及び農林水産省情報ネットワークについて、最適化計画を平成１８年３月に決定。

③ 各業務・システムの各最適化計画に最適化効果指標・サービス指標一覧を平成１８年６月に追加。

○ その他

① オンライン化の推進

農林水産省電子申請システムにおいて、農林水産省単管及び共管のうち農林水産省を窓口とする申請・届出等手続全てについて、２４時間３６５日受付。

② オンライン化に対応した減量・効率化

オンライン化による効率化の実をあげるため、「手続の簡素化・合理化計画」に基づき、平成１７年度に４２１手続について、手続の廃止、添付書類の削減・廃止等の簡素化・合理化を実施。

③ 利用者の視点に立ったシステムの整備、サービスの改善

・e-Govに農林水産省の手続案内情報、組織・制度の概要、パブリックコメント（意見募集及び結果公表）情報を登録し、情報提供。
・農林水産省ホームページにおいて告示・通知の情報を提供。

④ ＣＩＯ補佐官の設置

農林水産省の情報化統括責任者（ＣＩＯ）等に対する支援・助言を行うＣＩＯ補佐官に外部専門家を登用。

⑤ 国家公務員の給与の全額振込化を実施（達成率１００％）。

⑥ 平成１７年度に文書管理等業務（接受・作成、流通、保存等）及びそれに関連するシステムの現状分析等を実施。

⑦ 業務・システム最適化推進体制の強化

各業務・システムの最適化を推進する個別管理組織、それを統括する農林水産省全体管理組織（プログラム・マネジメント・オフィス（PMO））を整備。

⑧ 情報システム調達の効率化

「情報システムに係る政府調達の基本指針」に基づき調達を進める

とともに、調達仕様書の作成に当たり専門家であるＣＩＯ補佐官の意見を取り入れるなど、効率的なシステムを整備。

（今後の取組計画）

これまでの取組を引き続き推進するとともに、以下の取組を実施。

○ 業務・システムの最適化

① 各府省に共通する業務・システム

・旅費、物品調達、物品管理、謝金・諸手当等の行政内部の管理業務については、「ＩＴを活用した内部管理業務の抜本的効率化に向けたアクションプラン」に基づき、業務改革（ＢＰＲ）を積極的に推進し、平成２２年度に新システムの導入を実施。旅費業務については、「旅費業務に関する標準マニュアル」に沿って、規程類の見直しを実施。

② 個別府省の業務・システム

・生鮮食料品流通情報データ通信システムについては、業務・システム最適化計画に基づき、早期かつ着実な最適化の実施を推進。

・農林水産省情報ネットワークについては、２２年度までの省内統合に向け推進。

○ その他

① オンライン化に対応した減量・効率化

平成２０年９月に決定された「オンライン利用拡大行動計画」に基づき、重点手続である３手続（①指定検疫物の輸入届出、②輸入植物等の検査の申請、③採捕数量等の報告）について、手続毎の平成２５年度目標達成に向け、今後とも広報・普及活動等を通じ一層のオンライン利用率の向上を目指す。

② その他の効率化

法規集等定期購読物については、費用対効果等も勘案し、行政のペーパーレス化に資するものとする。

《取組実績》

（業務・システムの最適化）

○　総合食料局（旧食糧庁）における情報管理システム
・　平成 21 年度予算における削減効果（最適化の実施前と比較したシステム運用経費の削減効果）　▲519,399 千円
○　国有林野事業関係業務の業務・システム
・　平成 21 年度予算における削減効果（最適化の実施前と比較したシステム運用経費の削減効果）　▲461,219 千円
○　農林水産省共同利用電子計算機システム
・　平成 21 年度予算における削減効果（最適化の実施前と比較したシステム運用経費の削減効果）　▲625,474 千円
○　動物検疫業務及び植物検疫業務
・　最適化計画の策定（18 年 3 月）→最適化の実施（18～20 年度）
・　平成 21 年度予算における削減効果（最適化の実施前と比較したシステム運用経費の削減効果）　▲108,949 千円

○生鮮食料品流通情報データ通信システム
・　最適化計画の策定（18 年 3 月）→最適化の実施（18～21 年度）
・　この取組による平成 22 年度以降の削減見込額（最適化の実施前と比較したシステム運用経費の削減見込額）　▲144,504 千円

○農林水産省情報ネットワーク
・　最適化計画の策定（18年3月）→最適化の実施（18～21年度）
・　平成21年度予算における削減効果（最適化の実施前と比較したシステム運用経費の削減効果）　▲26,728千円
・　この取組による平成22年度以降の削減見込額（最適化の実施前と比較したシステム運用経費の削減見込額）　▲208,000千円

○業務･システムの最適化に基づく合理化
平成21年度における定員合理化　▲295人

（オンライン化に対応した減量・効率化）
・　「オンライン利用拡大行動計画」に基づく重点手続である3手続とも利用率は8割を超えており、平成22年度までの政府目標50%は達成済み。

５．アウトソーシング

（これまでの取組）

○ 執務庁舎の警備・清掃・設備等保守管理業務。
○ 職員宿舎の設備等保守管理業務。
○ 厚生施設の保守管理業務。
○ 庁内ＬＡＮ等の情報システムの保守管理業務。
○ ホームページの作成・管理業務。
○ 広報番組等作成業務。
○ 電話交換業務。
○ 定期刊行物等の発送業務。
○ 各種データ入力業務。
○ 語学研修業務。
○ 審議会等議事録作成業務。
○ ローカル紙のクリッピング業務。
○ シンポジウム・会議等のアレンジ業務。
○ 通訳・翻訳業務。
○ 統計調査業務。
○ 会計検査院への提出書類（証拠書類等）の製本業務。
○ 図書閲覧対応業務。
○ 本省診療所受付医事業務。
○ 新聞記事のクリッピング業務。
○ 競馬の実施に関する事務の一部を私人に委託することができるよう競馬法の一部を改正。
○ ＰＦＩの先進的な取組を行っている府省の実績について省内で学習会等を実施。
○ 政府倉庫における保管管理業務の外部委託を実施。
○ 地方支分部局等地方施設における清掃、警備等の保守管理業務を専ら行う職員の退職時不補充を徹底。
○ ホームページ作成業務については以下の対応を実施。
　① 地方部局のホームページを本省に統合。

② 更新作業は原則として職員が行う体制（システム）を導入。

（今後の取組計画）

これまでの取組を引き続き推進するとともに、以下の取組を実施。

○ 農林水産統計調査については、農政改革の進捗や行政改革の流れに対応して、調査の廃止を含む調査体系の大幅な整理・統合、調査内容の抜本的な見直しを行った結果、平成２２年度末までに国の職員による実地調査を原則廃止し、調査員調査、郵送調査等のアウトソーシングを実施する。

○ さらに、アウトソーシングの一つの手段として、牛乳乳製品統計調査、生鮮食料品価格・販売動向調査及び木材流通統計調査のうち木材価格統計調査について平成２０年度から市場化テストの対象業務として包括的に民間委託を行う。また、平成２１年度以降も、市場化テストの対象業務を拡大する方向で検討する。（平成２１年度には、内水面漁業生産統計調査、農業物価統計調査を追加予定。）（←統計部）

○ 農林水産研修所及び森林技術総合研修所の清掃業務等の管理・運営業務については、新たな市場化テストの対象として、平成２１年度以降実施することとしている。

○ 職員研修業務について、語学、簿記等一般スキル研修のアウトソーシングを引き続き実施していく。

○ 施設・設備等の管理業務、電話交換業務について、専ら行う職員の退職時不補充を今後も徹底する。

○ 地方支分部局等地方施設における清掃、警備等の総務業務については、既にアウトソーシングしている地方施設が多いが、当該業務をアウトソーシングしていない施設においては、アウトソーシングの可能性について検討し、より一層の推進を図る。

《取組実績》

（庁舎管理業務等（警備・清掃・空調管理））

平成 21 年度業務委託額　庁舎管理業務　359,278 千円

（市場化テスト）
・統計業務　→　「７．統計調査の合理化」の欄に記載。

・農林水産研修所及び森林技術総合研修所の清掃業務等の管理・運営業務
　平成21年度予算への反映額　　35,796千円

６．IP電話の導入等通信費の削減

（これまでの取組）

○ 農林水産政策研究所及び地方支分部局に試行導入し、費用対効果や技術面での検討を行った。
○ 農林水産本省においては、国際電話についてIP電話を導入した。

（今後の取組計画）

○ IP電話の導入に関する費用対効果や技術面での検討を行い、地方支分部局等においても実施可能な部局は平成２１年度から実施を行い、更なる導入範囲の拡大を計画的に行う。
○ 通話料金の各種割引制度の活用をはじめ通信費の削減に資する取組を進める。現在、本省でマイライン（Arcstarﾀﾞｲﾚｸﾄ（VOIQ））、本省及び地方支分部局等で一括契約（ﾒﾝﾊﾞｰｽﾞﾈｯﾄ）等を実施しているところであり、定額制の導入等、より有利な料金プランを引き続き検討し、未導入の部局においては、平成２１年度中に導入を図る。

《取組実績》

（ＩＰ電話の導入）
　　平成21年度予算における削減効果　▲2,543千円

（通話料金の各種割引制度の活用）
　　平成21年度予算における削減効果（本省）　▲23,174千円

７．統計調査の合理化

（これまでの取組）

○ 時代の変化を反映した統計調査内容の抜本的見直し

① 新たな「食料・農業・農村基本計画」をはじめとする農政改革の推進、平成１５年１２月に取りまとめられた「国の行政組織等の減量・効率化の推進について」等に対応して、調査の廃止を含む調査体系の大幅な整理・統合、調査内容の抜本的な見直しを実施。

② この見直しに対応し、地方統計組織においても、公表の限定、市町村別データ作成の限定、加工・分析書の廃止により効率的な企画・取りまとめ業務を実施。

○ ＩＴの活用

① ＯＣＲ（光学的に調査票をコンピュータに読み取る装置）を導入。

② ＦＤによるデータの収集、オンライン調査を推進。

③ 都道府県、市町村ごとの農林水産業に関する様々なデータを地図・グラフを交えわかりやすく編集した「わがマチ・わがムラ」など、インターネットホームページによる統計の提供を充実。

④ 平成１７年度に開催した有識者の懇談会の報告を踏まえ、公表物の改善、広報・提供の手法、農林水産統計の加工・分析の手法等について改善を実施。

⑤ 農林水産省共同利用電子計算機システムは、業務・システムの最適化計画に基づき、平成１８年１２月にシステム開発を完了し、平成１９年１月から新システムによる運用を開始。

○ アウトソーシング

① 調査員調査・郵送調査を実施。

② 集計プログラムの作成、データ入力等調査実施以外の業務について、競争入札により民間委託。

（今後の取組計画）

これまでの取組を引き続き推進するとともに、以下の取組を実施。

○ 時代の変化を反映した統計調査内容の抜本的見直し

① 農政改革の進捗や行政改革の流れに対応して、調査の廃止を含む調査体系の大幅な整理・統合、調査内容の抜本的な見直しを行うこ

ととし、平成２２年度末までに国の職員による実地調査を原則廃止し、調査員調査、郵送調査等のアウトソーシングを実施する。
平成２０年度においては、次の見直しを行う。

・　食品産業動向調査、花き卸売市場調査の廃止
・　農業経営統計調査の標本数の削減
・　食品ロス統計調査、林業経営統計調査の調査周期の見直し 等

② 円滑な調査員調査の実施に向けて、調査員調査化した統計調査の調査誤差が生じる要因を検証し、調査精度の維持を図るための改善策を明らかにするフォローアップ調査事業の結果を踏まえた調査設計、調査員の指導等の取組を具体化する。

③ アウトソーシングの一つの手段として、牛乳乳製品統計調査、生鮮食料品価格・販売動向調査及び木材流通統計調査のうち木材価格統計調査について平成２０年度から市場化テストの対象業務として包括的に民間委託を行う。また、平成２１年度以降も、市場化テストの対象業務を追加する方向で検討する。(平成２１年度には、内水面漁業生産統計調査、農業物価統計調査を追加予定。)

○ ＩＴの活用

① 平成１８年３月に策定した生鮮食料品流通情報データ通信システムに係る業務・システムの最適化計画に基づき、着実な最適化の実施を推進。

② 「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成１８年３月３１日各府省情報化統括責任者（ＣＩＯ）連絡会議決定）を踏まえ、オンライン調査を導入。（平成２１年度においては、食品循環資源の再生利用等実態調査、鶏卵流通統計調査並びに食鳥流通統計調査について実施予定。）

○ アウトソーシング

平成２２年度末までに、原則としてすべての統計調査について、調査員調査化等のアウトソーシングを実施。

《取組実績》

（調査体系の大幅な整理・統合、調査内容の抜本的な見直し）
・農業経営統計調査の標本数の削減、林業経営統計調査の一部廃止、花き卸売市場調査の廃止等により調査経費を縮減。
平成21年度予算における削減効果　▲109,998千円
平成 20 年度までの取組における削減効果　▲537,375 千円

（市場化テスト）
・ 牛乳乳製品統計調査、生鮮食料品価格・販売動向調査、木材流通統計調査のうち木材価格統計調査等について市場化テストを実施。
平成 21 年度予算への反映額　194,135 千円

（ＩＴの活用）
○　農林水産省共同利用電子計算機システム
・　平成 21 年度予算における削減効果（最適化の実施前と比較したシステム運用経費の削減効果）　▲625,474 千円

○　生鮮食料品流通情報データ通信システム
・ 最適化計画の策定（18年3月）→最適化の実施（18～21年度）
・ この取組による平成 22 年度以降の削減見込額（最適化の実施前と比較したシステム運用経費の削減見込額）　▲144,504 千円

（オンライン調査の導入）
・平成 21 年度においても、引き続き食品循環資源の再生利用等実態調査等について、オンライン調査の導入を促進。
平成 21 年度予算への反映額　1,722 千円

（調査員調査化、郵送調査化等のアウトソーシングの実施）
平成21年度予算への反映額　37,603千円

（統計調査に係る人件費等の削減）
・ 統計調査の抜本的な見直し及び業務の徹底的な合理化・効率化により、平成17年度末定員の4,132人を今後5年間で1,904人純減する

こととし、平成18年度に230人、平成19年度に442人、平成20年度に447人、平成21年度に421人を合理化。

4,132人（平成17年度）→ 3,902人（18年度）→ 3,460人（19年度）→ 3, 013人（20年度）→ 2,592人（21年度）→ 2,228人（22年度）（▲46%）

８．国民との定期的な連絡等に関する効率化

（これまでの取組）

○ 冊子小包郵便や大口発送による特別料金等、郵送料金の割引制度等の活用を推進する。

（今後の取組計画）

○ 信書以外の郵便物・荷物の発送について、冊子小包郵便物と小包郵便物については、平成 19 年 10 月から、これまでの郵便局に代えて、一般競争入札方式による宅配便業者との契約に基づき、メール便、宅配便として発送する。地方支分部局についても、年間の利用数量等を勘案し、本省に準じた取組を実施する。

○ 簡易書留で配達している郵便物の配達記録への変更、ゆうメールや大口発送による特別料金等の割引制度の活用などを進める。

○ 他府省や地方公共団体等への通知・通達を電子的に発送できる電子文書交換システムの利用促進を図る。

《取組実績》

・信書以外の郵便物・荷物の発送については、本省においては、19年度に引き続き、20年度も一般競争入札を実施。また、年間の郵便物・荷物の合計額が100万円を超える地方地分部局も一般競争入札を実施。

（信書以外の郵便物・荷物の発送業務の入札実施）

平成21年度予算における削減効果　　▲　64,322千円

（うち本省分　　▲　15,098千円）

９．出張旅費の効率化

（これまでの取組）

○ 平成１６年度より、旅行命令の必要性・出張期間等を精査しつつ、出張の妥当性について事後監査を実施。
○ 航空機を積極的に利用し出張期間を短縮することにより経費を節減。
○ 単身赴任者等が出張先で自宅等に宿泊した場合に宿泊料を調整して支給することにより経費を削減した。
○ 旅費支払業務の見直しにより、旅費請求から支払いまでの期間を短縮した。
○ 外国旅行における旅行命令権者を大臣から各局庁の長等に委任する規則改正を行い、事務の簡素化・効率化を図った。

（今後の取組計画）

○ 農林水産省会計監査規程に基づき平成２０年度監査実施基本方針を定め、旅行命令権者による出張の必要性等の確認、復命書の審査及び航空機を利用した出張に係る旅費の支給状況について、各監査部局統一的な観点から監査を実施。　（平成１８年度より）
○ 出張を行う際には、割引制度等の情報の収集に努め、その最大限の利用を図る。
　① 内国出張における航空機利用及び鉄道利用の出張において、割引航空券等の利用予定の書面による事前確認、割引航空券等の利用がない場合の理由の確認を書面により行う。
　② 内国出張及び外国出張について、割引制度の適用が無い、日程が直前まで定まらない等の事情がある場合を除き、割引運賃及びパック商品等を利用し、旅費の効率化に努める。また、航空機利用の内国出張及び外国出張における、割引航空券及びパック商品の利用率を、それぞれ最低70%以上とする。
○ 最も経済的な通常の経路については、経路選択ソフトなどを活用することにより情報の収集に努める。
○ 旅行経路の妥当性に関する確認及び検証を引き続き徹底する。

○ 在勤地内旅行に伴う交通費の実費支払いにＰＡＳＭＯ等を活用し、支払件数の削減及び手続の簡素化を実施。（平成１７年度より）
○ 出張に代わる手段を活用することにより、出張旅費の削減に繋げるよう努める。
○ 職員に対する旅費の支給方法について、事務の省力化及び事故防止の観点から、現金払いから口座振込への転換を一層推進するとともに旅費の受領代理人の口座振込の妥当性に関する確認及び検証を引き続き徹底する。

《取組実績》

・ 航空機利用の内国出張及び外国出張における割引航空券及びパック商品の利用率は、内国出張72.3%、外国出張91.9%（平成19年10月～平成20年3月までの本省・外局及び主な地方支分部局の実績）

（外国旅費）
平成21年度予算における削減効果　　▲59,586千円
（内国旅費）
平成21年度予算における削減効果　　▲92,333千円

１０．交際費等の効率化

（今後の取組計画）

○ 交際費は、儀礼的・社交的な意味あいで部外者に対し支出する贈与的性格を有する経費として、大臣等が海外出張した際に相手国要人に贈呈する土産や諸外国高官へのグリーティングカードの購入等に支出しているが、今後においても、このような交際費の性格及び職務関連性を一層厳しく確認の上、適正に運用。
○ 職員に対する福利厚生について、共済組合と連携して、民間との均衡を考慮しつつ、引き続き適切な水準となるよう努める。
○ レクリエーション経費については、平成20年度について執行を凍結（すでに契約したものを除く）するとともに、平成21年度の予算要求は行わないことを決定。

○ タクシーの使用については、深夜に使用する場合、打刻して記録に残した上で24時半以降の使用に限定する。あわせて、超過勤務縮減のため、業務の合理化・効率化に徹底して取り組む。
○ その他、役所内での職員のみの会議における購入飲料の配布禁止、消耗品費の削減、定期購読物の削減等を図る。

《取組実績》

（交際費）
平成21年度予算における削減効果　　▲795千円

（レクリエーション経費）
平成21年度予算における削減効果　　▲14,762千円

（タクシーの使用）
・平成20年9月1日より、全省共通の新たなタクシー使用規程を施行、深夜利用の際の打刻、24時半以降の使用に限定など、タクシー使用基準を明確化・統一化を図った。

（その他）
・平成20年７月16日より、会議において当省側出席者に対しては購入飲料の配布を禁止している。

１１．国の印刷物等への広告掲載

（今後の取組計画）

○ 行政の効率化と財政の健全化に資する観点から、平成２１年度において、引き続き広報印刷物を広告媒体として活用するとともに、平成２１年度より府省名入り封筒等も広告媒体として活用することにより、広告料収入の確保に努める。

《取組実績》

広告料収入実績：105 千円（平成 17 年度）
316 千円（平成 19 年度）

・ 平成18年度において、広報印刷物「ジュニア農林水産白書」及び「食と農の扉」について入札を行った。しかしながら、応札がなかったことから、広告掲載には至らなかった。
・ 平成20年度において、広報印刷物「ジュニア農林水産白書」について募集を行い、１社から申請があったが、広告掲載審査会において入札資格を満たしていないとされたため入札者なしとなり、広告掲載に至らなかった。

１２．環境にも配慮したエネルギー・資源使用の効率化

（これまでの取組）

○ 温室効果ガスの排出抑制のため、農林水産省が自ら実行する具体的な措置を定めた「農林水産省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める実施計画（平成１９年８月１４日農林水産省決定）」を公表した。

○ 省エネルギー、省資源、廃棄物の削減等のため、本省に環境管理システムを導入し、平成１８年３月にＩＳＯ１４００１を認証取得した。

（今後の取組計画）

○ 地球温暖化対策推進本部（平成１９年５月２９日）において、内閣総理大臣から各大臣に対し、京都議定書の約束期間が終わる２０１２年までの６年間で、対応可能な国の庁舎は全て、太陽光発電又は建物の緑化等を導入するよう指示があったことから、太陽光発電の導入又は建物の緑化を集中的に進める。

○ 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成１９年３月３０日閣議決定）並びにこれに基づき各府省が温室効果ガスの排出削減等

のために自ら実行する措置を定めた「実施計画」及び「温室効果ガスの排出削減計画」に基づき、また、「各省等の実施している温暖化対策取組事例集」（環境省取りまとめ）等を踏まえて、蛍光灯の照明のインバーター化、ＯＡ機器及び照明のこまめなスイッチオフ等、照明・空調などに関連したハード面・ソフト面の対策を推進すること等により、エネルギー使用量の抑制を図る。

更に、ＩＳＯ１４００１に基づく環境管理システムの継続的運用を図るなどにより、省エネルギーや省資源、廃棄物の削減等に努める。

① エネルギー使用量の抑制

・太陽光発電の導入又は建物の緑化の推進。「国の庁舎における太陽光発電・建物緑化等のグリーン化について」（平成１９年５月３０日地球温暖化対策本部幹事会申合せ）に基づき、太陽光発電の導入、建物の緑化等の庁舎のグリーン化を進める。

・冷房の場合は２８度程度、暖房の場合は１９度程度に冷暖房温度の適正管理を徹底するとともに、暑さや寒さをしのぎやすい服装での執務を促進。

・ＯＡ機器、照明のスイッチの適正管理等により、エネルギー使用量を抑制。

・ＥＳＣＯ事業導入の推進。「政府実行計画における庁舎ＥＳＣＯ促進のための簡易ＥＳＣＯ診断実施基準」（平成１９年３月３０日地球温暖化対策本部幹事会申合せ）に基づき、ＥＳＣＯ診断の実施を進める。

・庁舎の使用電力購入に際し、省ＣＯ２化の要素を考慮した裾切方式の一層の活用。

・「各省等の実施している温暖化対策取組事例集」（環境省取りまとめ）を活用した取組の実施。

② 資源の節約、廃棄物の削減

・両面印刷・両面コピーの徹底等により、用紙類の使用量を削減。

・節水コマの取り付け等により節水を推進。

・センサー式水道の導入等により節水を推進。

・廃棄物の量を減らすため、廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の３Ｒを推進。

○ 再生産可能で環境への負荷が小さい木材の利用の推進

・庁舎の建築等に当たっては木材の利用を推進するとともに、備品及び消耗品の購入に当たっては木製品の導入を推進。（庁舎の木造化・内装の木質化、木製の事務机・会議机の導入、間伐材製品（フラットファイル、封筒、印刷用紙、飲料用紙製缶(カートカン)等）の利用を推進）

《取組実績》

（太陽光発電の導入又は建物の緑化）
・平成19年度までに、28Kwの太陽光発電及び2,365㎡の建物の緑化を整備済み。平成24年度までに、延床面積1,000㎡以上の庁舎で、構造上・立地上の不都合がない限り、太陽光発電の導入又は建物の緑化を進める。

（エネルギー使用量の抑制）
・温室効果ガス排出量を、平成13年度比で平成22年度から平成24年度までの期間に平均で10%以上削減することを目標とする農林水産省の実施計画等に掲げる省エネルギー対策を実施。

・平成21年度予算における削減効果
（電気、上下水道、ガス、Ａ重油等使用分）　▲616,640千円

（資源の節約、廃棄物の削減）
・政府の実行計画、環境管理システム等に掲げる省資源、廃棄物の削減対策を実施（資源の効率的使用、ゴミのリサイクル・分別の推進等）した結果、用紙類使用量（平成19年度）は平成17年度比で約14%削減。

（再生産可能で環境への負荷が小さい木材の利用の推進）
・ 庁舎の木造化・内装の木質化　30施設の木造による新改築、3施設の内装木質化を実施（平成19年度）
・ 木製の事務机・会議机　約840台導入（平成19年度）
・ 間伐材フラットファイル　約14万枚購入（平成19年度）

・ 間伐材封筒　約199万枚購入（平成19年度）
・ 間伐材印刷用紙（印刷物）　約125万部発行（平成19年度）
・ 飲料用紙製缶　約13,000本購入（平成19年度）

１３．その他

（これまでの取組）

○ 農林水産省の施策紹介の実施に当たりメールマガジンを活用
○ 太陽光発電の導入及び建物の緑化（一部機関で実施）
○ 輸入麦の買入関係
　① 大型船舶の活用による重量当たりの運賃の節減
　② １回当りの荷揚量の増大に伴う荷揚回数の削減による経費節減
　③ 買付けを後倒しすることによる保管料の節減
○ 旅費システムの導入により出張旅費の算定事務を効率化
○ 職員の超過勤務時間の縮減
○ 業務能率の向上等に著しく貢献した職員等に対する表彰を実施
○ 定期購読物の見直し
○ 平成１６年から行っている電子決裁実証システムの試験運用の結果を踏まえ、文書管理等業務・システムの現状分析等を実施。（平成１７年度）
○ 庁舎の有効利用を図る観点から、国以外の者へ使用許可していたスペースのうち、467.91㎡を平成１８年度までに会議室へ転用した。
○ 児童手当の職員への支払いに当たり、現金払いから口座振込へ転換。

（今後の取組計画）

　これまでの取組を引き続き推進するとともに、以下の取組を実施。
○ 農林水産省の行政効率化に当たっては、持続可能な農林水産行政の実現に向けて、効率的な行政運営と活力ある職場環境に取り組むこととする。
　その具体的な取組としては、例えば、民間企業と農林水産省との人事交流により、幅広い視野からの政策立案や組織の活性化等を推進していくこととする。

また、庁舎整備や備品等の購入に当たって木材等の再生産可能な資源の利用を通じて環境負荷を低減する取組など、農林水産行政の特性を踏まえ、環境保全にも資するよう推進していくこととする。

○ 農林水産行政の推進に必要な業務・定員の確保を前提に、業務の大胆な見直しを行い、定員の合理化を推進。（平成１８年度より）

① 国の職員による実地調査の原則廃止、調査本数の縮減等による農林統計業務部門の定員の合理化。

② 米麦の備蓄運営業務のIT化等による合理化や調査業務の見直し等による食糧管理業務部門の定員の合理化。

③ 地域での情報収集・提供業務の重点化による情報関係業務部門の定員の合理化。

④ 食品表示監視等の調査方法の効率化等による消費・安全業務部門の定員の合理化。

⑤ 国有林野事業特別会計の見直しに伴う一部業務の独立行政法人化について平成２２年度末までに検討。

○ 資金前渡官吏が支払をしている退職金、旅費等の支払を支出官払にし、支払い回数を増やすこと等により、迅速な事務処理を図る。（平成１８年度より）

○ 一斉定時退庁の推進（平成１６年度より）

《取組実績》

（定員の合理化）

・ 組織の合理化・効率化を推進し、総人件費の削減に取り組む。

平成21年度における定員の純減

非現業 ▲1,111人　　現業(国有林野事業) ▲92人